第二号ロの表に次のように加える。

株式会社ミヤマエ鉄工	茨城県龍ケ崎市大徳町二千四百十八番地	鉄工
名北ゴム株式会社	愛知県一宮市大和町戸塚字毛受田五十一番地の十	紙器・段ボール箱製造
株式会社コマツ産業	愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字尼ケ根三十四番地の五	金属プレス加工
神戸畜産株式会社	兵庫県丹波市氷上町中二百六十八番地	畜産農業

○法務省告示第三十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月十九日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社沖縄環境サプライ	沖縄県南城市玉城字百名百番地の一	型枠施工

○法務省告示第三十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年三月十五日法務省告示第百十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月十九日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

株式会社オムテック	東京都豊島区西池袋五丁目二十六番十九号	建設機械施工

○法務省告示第三十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月十九日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表に次のように加える。

日特建設株式会社	東京都中央区銀座八丁目十四番十四号	さく井

○法務省告示第三十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月十九日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

後藤由博	新潟県新潟市西蒲区橋本九百二番地	畜産農業

○法務省告示第三十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月十九日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社早川組	千葉県山武郡横芝光町屋形千三百七番地	型枠施工

○法務省告示第三十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月十九日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社井草興業	東京都杉並区下井草五丁目二番九号	コンクリート圧送施工

○外務省告示第十号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十七年十二月二十九日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十八年一月十九日

外務大臣　岸田　文雄

失効年月日　発行年月日　旅券番号

2014年11月6日　TR2612922

○農林水産省告示第七十六号

平成十八年三月三十一日農林水産省告示第五百五号（みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての基準を定める件）第二号の規定に基づき、みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限として農林水産大臣が定める量を次のように定める。

平成二十八年一月十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間のみなみまぐろの漁獲量の限度の合計の上限は、四千七百三十七トンとする。

○農林水産省告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岡山県和気郡和気町田土字杉下二六六一の一、二六六一の二、字蔭平三一六一の一から三一六一の三まで、三一二二、字南山三二二三、字天神山裏三二九四、岩戸字景山六八七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分八四七の一、八四七の二、八四七の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大阪府庁及び千早赤阪村役場に備え置いて縦覧に供する。）